

2・3
合併号
2026

青色News

一般社団法人
熊本中央青色申告会

〒862-0954 熊本中央区神水1丁目17番14号
[TEL] 096(381)3101
[URL] <http://kuma-aoiro.org> [E-mail] info@kuma-aoiro.org

登録番号 T4-3300-0500-8316
令和8年2月1日発行 第通 N.515



決算申告相談は、**1回45分の完全予約制**にて行います。

1会員様1予約にご協力ください！ 消費税の申告がある場合は、予約の際に必ずお申し出ください。

ご予約は ☎ 096-381-3135 まで

2月 所得税と消費税 決算申告相談日

月	火	水	木	金	土/日
2	3	4	5	6	7
9	10	建國記念日	12	13	14
16	17	18	19	20	21
振替休日	24	25	26	27	3/1

3月 所得税のみ 決算申告相談日

3/2(月)～16(月)は
所得税のみの相談とさせていただきます

月	火	水	木	金	土
2	3	4	5	6	7
9	10	11	12	13	14

16 ←所得税申告 最終日

お願い 日程の変更やキャンセルは、必ず前々日までにご連絡下さい。

3月は混雑緩和のため、2~16日までの期間は**所得税の決算申告相談のみ**と致します。

消費税の申告相談は3/17以降の別日にご予約ください。日程については2面をご覧ください。

注 青色申告会では、「土地建物の譲渡（売却）等がある」、「株式等の売却や損失繰越等がある」場合、別途計算書等の作成が必要な為、所得税申告書の作成ができません。
上記の計算明細書の作成や税額計算等は、個別に税務署で相談していただくこととなります。 予めご了承ください。

令和7年分
確定申告

納付の期限等のお知らせ

所得税 及び復興特別所得税	消費税 及び地方消費税
納期限 納付書で納税	3月16日(月)
振替日 振替納税を利用	4月23日(木)

※申告書提出後に、税務署から納付のお知らせや納付書の送付はありません。
※転居等により納税地や申告する税務署が変わった場合等は、各種手続きが必要です。必ずお申し出ください。

◎**所得税及び復興特別所得税には延納がご利用できます**

一括納付が困難な場合には、延納制度を利用し、2回に分けて納付することができます。

〈1回目〉令和8年3月16日(月)まで (振替納税利用の場合:令和8年4月23日(木))	〈2回目〉令和8年6月1日(月)
---	------------------

納付すべき税額の2分の1以上納付 残りの税額の納付

※延納期間中は利子税がかかる場合があります。

全国国民年金基金 からのご案内

国民年金基金は、国民年金に上乗せして加入し、税制優遇を受けながら掛金を積み立て、老後により充実した年金を受け取ることができます。

最大のメリットは、**節税と終身年金**です！

掛け金の全額が社会保険料控除の対象となり、加入の際にお約束した年金は65歳から一生涯お受け取りいただけます。事業経営や老後の所得保障として必ずお役に立てます。是非、この機会にご検討ください。

詳しくは同封のチラシをご覧ください。

資料請求やお問い合わせは…
青色申告会 ☎ 096-381-3101 まで

ご準備
ください

小規模企業共済制度

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。いわば「経営者の退職金制度」といえます。

共同経営者も加入できる！（個人事業主の方）



個人事業主1人のほかに、共同経営者は、条件を満たせば2人まで加入できます。配偶者や後継者が該当する場合が多いようです。

※共同経営者とは、事業主とともに経営に携わっている方で、次の①・②をともに満たす方となります。

- ①「事業の経営において重要な意思決定をしている、または、事業に必要な資金を負担している」
- ②「事業の執行に対する報酬を受けている」



共同経営者の方の掛け金はその方の

全額所得控除になります。

共同経営者の方のご加入の場合は別途必要書類がありますので、事前に事務局までお問合せください。

お申込・お問い合わせは 事務局 ☎ 381-3101 まで！

※決算申告相談期間中は請求手続に関する相談およびサポート対応を見合わせさせていただきます。お急ぎの場合は、直接中小機構へお問い合わせ下さい。

★一部の手続きはオンラインでの申請が可能です★

お問い合わせは共済相談室

☎ 050-5541-7171 (営業時間: 平日午前9時～午後5時)

共済サポートnavi

<https://kyosai-web.smjrj.go.jp/index.html>



新規加入や増額の手続き等は
「申告相談時」に現金なしにて手続できます！

※新規加入の方

○本人名義の銀行口座と銀行お届印
(ゆうちょ銀行、戸号入り、ネットバンクなど
指定できない金融機関もあります。)



※増額の方

○掛け金月額変更（増額減額）申込書
掛け金月額変更用紙がない方は取り寄せが必要です。